おいて同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

（監事の調査の対象となる書類）

**第一条の三**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。以下「機構法」という。）及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百十四号。以下「施行令」という。）規定に基づき経済産業大臣に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　［略］

六　機構法第十一条第一項第六号に規定する地質構造の調査及び風の状況の調査に関する事項

七～二十七　［略］

（水素の化合物の範囲）

**第十五条**　機構法第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める水素の化合物は、次の各号に掲げるものとする。

一　燃料として使用されるアンモニア

二　メチルシクロヘキサン

三　水素及び一酸化炭素から合成した液体又は気体の燃料

四　水素及び二酸化炭素から合成した液体又は気体の燃料

この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

（監事の調査の対象となる書類）

**第一条の三**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「機構法」という。）及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号。以下「施行令」という。）規定に基づき経済産業大臣に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　［略］

六　機構法第十一条第一項第六号に規定する地質構造の調査に関する事項

七～二十七　［略］

［新設］

（機構が行う金属鉱物の探鉱に係る調査）

**第十六条**　機構法第十一条第一項第六号の経済産業省令で定める金属鉱物の探鉱に係る調査は、次に掲げる金属鉱物の探鉱に係る調査とする。

一　海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱及びバリウム鉱

二　［略］

（機構が行う風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査）

**第十七条**　機構法第十一条第一項第六号の経済産業省令で定める風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査は、次の各号に掲げるいずれかの特性を有する調査とする。

一　海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域

二　二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域

**第十八条**　［略］

（金属鉱業及び非金属鉱業の範囲）

**第十九条**　機構法第十一条第一項第十四号の経済産業省令で定める金属鉱業は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業とし、非金属鉱業は、硫黄及び蛍石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業とする。

**第二十条**　［略］

（機構が行う金属鉱物の探鉱に係る調査）

**第十五条**　機構法第十一条第一項第六号の経済産業省令で定める金属鉱物の探鉱に係る調査は、次に掲げる金属鉱物の探鉱に係る調査とする。

一　海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱及びバリウム鉱

二　［略］

［新設］

**第十六条**　［略］

（金属鉱業及び非金属鉱業の範囲）

**第十七条**　機構法第十一条第一項第十四号の経済産業省令で定める金属鉱業は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業とし、非金属鉱業は、硫黄及びほたる石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業とする。

**第十八条**　［略］